札幌社保協 FAXニュース

２００７年　１２月１７日(月)
社保協事務局　発行
TEL823-0867　Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

１２月の国保・介護110番は１２月２７日（木）です。

札幌市も「福祉灯油」実施の決断を！

―実施要望署名を2,032筆提出―

↑上、署名を提出する代表
↓下、市役所前で「福祉灯油」実施を求めて宣伝を行いました

札幌社保協と道生連は14日、市長宛に「福祉灯油」実施を要望する署名を2,032筆提出し、早急な実施を要望しました。道内97%の市町村が何らかの福祉灯油制度実施に踏み切っているにもかかわらず、札幌市は貸付金の緩和策などの限定策しかやろうとしていません。

応対した保健福祉局の浜崎総務部長は「現状では市の緊急策-貸付金など-で福祉灯油は実施に至っていない。国の責任でやるべきものと考えている。市長も来週国と国会議員へ要請に行く予定である」などと回答しました。

参加者からは、「多くの市町村は国が支援策を示す前から自治体独自策を決めている」「国がやらないから札幌はしないというのはおかしい」「国へ要求するのは当然だが、現に市民が困っているのだから市が対応をすべきではないのか」と意見が続出。

貸付金やストーブ購入費では困窮者への支援にならない

市が出しているペレットストーブ購入への助成金、応急援護資金5万円・保証人不必要などの案にも意見が出ました。「灯油を買えない人が新たなストーブを買える訳がない」「貸付金は返すもので、20回払いで月々2500円ずつ返せば、夏場の生活を圧迫するだけでなく来年の冬にもまたがる、そんなものは利用できない」「月に2500円返すと言うが、低所得者にとってそれがどれだけ大きな負担か分かっているのか」と批判が集中しました。

後期高齢者医療へ移行しなくても、重度心身障害者医療助成の対象に！

12月5日、障道協秦葉事務局長と札幌社保協・道生連の代表は札幌市の健康衛生部医療助成課・桜井課長に「65歳以上の障害者が後期高齢者医療制度移行・移行しないにかかわらず、重度心身障害者医療助成の対象にしてください」と要請を行いました。

道が後期高齢者に移行しない65歳以上の一定の障害者に対し、重度心身障害者医療助成制度を適用するかどうかを各市町村に問い合わせてくるので、「札幌市は実施したい」と答えるように要請しました。

市側は「財政負担があるので、軽々にいいですとは言えない」と回答。「10月までは後期高齢者医療制度に移行しない障害者は、医療助成のの対象としないと道は言っていたので、市としてもそのように考えていた。今検討を言われても予算措置は難しい。道の試算では30億円程度の予算措置といっているが（算定根拠は不明）、そうであれば札幌市は1/3以上になるので、10億円以上の負担増は大変である」と述べました。

参加者は、財政的な難しさは分からないではないが、障害者にとって「後期高齢者医療制度」に移行することで却って保険料負担が起きる、制限医療に組み込まれるなどの不利益が起きること、「後期高齢者医療制度」へ移行するかしないかの選択ができるのだから、移行しなくても助成制度の対象にすべきではないかと説明しました。その上で道へは「できない」という回答をしないように要求しました。

市は検討し市長へ要望を伝えると回答しました。

生活保護・母子加算の廃止をやめさせる生存権裁判

生存権裁判の提訴

１２月２１日（金）
●13時　札幌地裁前集会
（中央区大通・北側・西11丁目）
●14時　地裁へ提訴
●14:30 記者会見、提訴報告集会
高校教職員会館4階大会議室
（大通・南側・西12丁目）

生存権裁判を支援する北海道の会